

# 監査報告書

令和元年6月4日

公立大学法人神戸市外国語大学  
理事長 指 昭博 様

公立大学法人神戸市外国語大学

監 事 福元 俊介 ㊟

監 事 羽田 由可 ㊟

私たちは、地方独立行政法人法第13条第4項から第6項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、理事長や各部門責任者から業務の運営や処理状況を聴取し、書面、証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。

以上